

當麻庁舎の危険性排除に
伴う機能再編に関する
特別委員会

令和3年5月21日

葛城市議会

〃 高 松 和 弘
〃 福 原 有 美

7. 調 査 案 件

- (1) 當麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項
- (2) その他

開 会 午後1時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。梅雨も本当に、例年のとおりやってきているわけですが、非常に、梅雨の気候としては何か激しいような雨のときとか、土砂災害や長雨による被害を心配するわけですが、コロナ感染共々、この季節に心配されるいろんなことも、議員の皆様には日頃よりいろんなご苦勞をおかけしておりますこと、御礼を申し上げます。

また、今回初めての當麻庁舎の除却に伴う機能を再編するという特別委員会、立ち上げて初めてで初めての委員会でございます。委員の皆様には、これまで準備段階として、協議会という形で、いろいろな角度から先にいろいろな情報を周知していただきまして、本委員会に臨んでいただくということでございます。本当にいろいろな切替えをしないとイケない、その時期に、議員として課せられた役目でございますけれども、真剣に市民のためにしっかりとよい意見を交わしながら、よい葛城市、よいまちにしていくように皆様のご協力、そして理事者におかれましても、一緒に協力しながらやっていくべき点はこれからも前を向いてやっていかなければならない、この課題に向けて頑張ってもらいたいと思っております。本日より委員会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

委員外議員のご出席を紹介させていただきます。岡本議員、内野議員、梨本議員、3名です。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、私が指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクに近づけてからご発言をお願いいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、その情報通信機器は会場内では使用は認めていませんので、携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染が拡大しております。この観点から、会議の進行に際しては、密閉空間にならないように入出口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される場合はマスクを着用したままでご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただきまして、会議の時間の短縮にご協力をいただきたいと思います。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）當麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項についてを議題といたします。

委員会を開催するに当たりまして、特別委員会設置後、5回の協議会を開催いたしました。委員各位の皆様には、本当にいろいろな角度でのご意見を伺いまして、これまでご協議をいただいたわけですが、本日は設置後初めての委員会でございますので、今までの経緯を踏まえ、まず、當麻庁舎の老朽化に関し、なぜ除却しなければならない状況にあるかと

いう、その危険性の排除について、このことについて説明を理事者のほうから願いたい、説明をいただきたいと思います。理事者、よろしく願いいたします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 皆さん、こんにちは。お世話になります。庁舎機能再編推進室の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、當麻庁舎の危険性の排除につきまして、これまでも議会や委員会におきまして議論いただいているところでございますが、改めまして、當麻庁舎の危険性の排除の必要性につきまして、當麻庁舎の概要と課題に触れながら、現状について説明をさせていただきたいと思います。

資料のA4の1枚目をご覧ください。

まず初めに、當麻庁舎の概要でございますが、現在の當麻庁舎は昭和43年に建築され、築年数は53年、構造は鉄筋コンクリート造で、3階建てでございます。

次に、當麻庁舎の課題でございますが、昭和43年に建築されてから今年で53年目となることから、建物が老朽化し、屋上からの漏水、また窓、扉などの開閉に支障、空調機の不具合等についても、機能を維持するため、修繕しながら対応している状況でございます。また、耐震性の問題によりまして、エレベーターが設置困難であることから、お年寄りや体の不自由な方などへのバリアフリー対応ができておりません。令和元年度には、當麻庁舎の外壁の劣化によりましてコンクリートが剥離しまして、地面に落下したということから、令和2年度にコンクリートの剥落防止対策といたしまして、落下防止ネットを設置する緊急的な工事を行っております。

さらに、最大の課題といたしまして、昭和56年建築基準法改正前に建築された建物でありまして、平成24年度の耐震診断によりまして、耐震性能が不足していることが判明しております。具体的には、構造耐震指標でありますI s値という数値が、0.15という数値が出ておりまして、地震の振動及び衝撃に対しての倒壊または崩壊する危険性が高いと判断されているところでございます。このI s値でございますが、建物の耐震性能を表す指標でありまして、一般的な建物につきましてはI s値0.3未満の場合、倒壊または崩壊する危険性が高いとされているところでございますが、當麻庁舎のI s値は0.15と低い数値であることから、非常に危険性の高い建物ということになります。過去に耐震補強につきまして検討いたしましたが、耐震壁などの設置により、来庁者や職員の動線の確保が困難であるという結論に至っております。

このほか、行政内部におきましても、長年にわたり、様々な角度から當麻庁舎のあり方について、その方法論や必要性の検討を重ねてまいってきたところでございます。

このような中で、當麻庁舎の危険性の排除に伴う検討につきましては、急務である耐震性で劣る當麻庁舎の危険性の排除と、それに伴うICTを活用した庁舎機能のあり方につきまして、當麻庁舎に関する重要課題として議論を進めるために、本年1月26日に當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を設置していただきました。この特別委員会設置以降、議員の皆様方にいただきました様々なご意見も踏まえまして、耐震性能の不足する

現在の當麻庁舎につきましては、危険性排除に伴い、除却する必要があると考えております。また、同時に、新庄庁舎の更新を迎える時点で、基本的には庁舎を1つにするということを念頭に、現在の當麻庁舎機能を維持していくため、様々な検討をしているところですが、耐震性の不足につきましては、市民の方や職員の安全に関わる課題であり、いつどこで地震が起きてもおかしくないことから、まずは一時的に當麻庁舎機能を移転させていただきたいと考えております。つきましては、現在の當麻庁舎について除却すること、また、當麻庁舎機能を一時的に移転することにつきまして、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明を願いました件につきまして、何か確認事項はございますでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。ちょっと1個だけ気になったんですけど、この耐震性能の不足というところなんですけども、平成24年度に調べていただいて、I s 値、倒壊・崩壊のおそれあり、これ、9年前の話なんですけども、これ、その間に耐震設備を造ったり、そういう案はなかったんですか。今までそういう話はなかったんですか。その辺がちょっと抜けていると思うので、ちょっと聞きたいです。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成24年に耐震診断をいたしましてからは、耐震不足ということが分かり、それ以後は當麻庁舎の検討委員会というものを開いております。そこでも議論をしていただきましたけれども、それ以降は動いていないという状況でございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 當麻庁舎を除却することについてということで、その必要性について今お話がありましたので、これについて質問したいと思います。

我が党の白石栄一元議員も一般質問等で、このI s 値を、最小値が0.15、2階部分でということで、震度6強程度の地震で倒壊するおそれがあるということ指摘し、多くの議員がそれ以降もこの問題、議会で取り上げてまいりました。その際、市長におかれましては、阿古市長ですけれども、合併時の約束では、将来1庁舎になるまでの間は2庁舎制でいくことになっているので、耐震性を問題にすれば建替えということになるけれども、ほかの公共施設の維持・再編との関係、議論も必要と。また、合併したときの思い、住民の気持ちをどう消化するかというこの問題についての検討時間が欲しいというご答弁がありました。これはやっぱり地元の方々も大変関心のあるところですよ。

除却をして、市民の方々の利便性の問題と、職員自身の災害時の安全性の問題、さらには熊本大地震で見られるように、庁舎が倒壊するとその後の復興が大変遅れるということもあって、この問題、早急に検討しなければならぬということで来たわけですけれども、今回、このような形で委員会を持って、また、市長におかれましても、こういう案を具体的に出し

てこられたこの経緯、過去の経緯も含めて、市長としてどういうお考えで今回こういう形で臨まれてきているのか、これについてまずお伺いしたいと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 誠にありがとうございます。この當麻庁舎の耐震性がないという問題につきましては、その時代において、ずっと実は抱えて認識をしていた問題でございます。議員皆様方からも様々なご意見をいただいていたところでございますし、行政内部におきましても検討を続けてきたところでございます。

委員がご指摘のように、いつ東南海地震、マグニチュード8から9というような、大規模で非常にエネルギーの大きな地震が起こってもおかしくない。その状況の中で、現在の當麻庁舎の耐震がない状態であれば、その庁舎そのものが崩壊する可能性もある。そうしますと、そこで働いている職員並びにその時間帯に市民の皆様方がもしその施設をご利用いただいていたとすれば、人命にも関わる問題であるという認識を持っております。

ただ、いろんな変遷をたどりまして、先ほど課長のほうからも話がありましたけども、行政内部で検討は重ねました。耐震診断をした中で、I s 値等がもう足りない、その状況の中で検討委員会を1回、平成26年6月に開いておりますが、残念ながら結論には至っていないというところでございます。しかるに、いよいよもう外壁が剥離するような状態まで来ておりまして、その中で、もうこの状態を放置するわけにはいきません。

葛城市といたしましては、教育施設から耐震化を図りまして、避難所等、随時耐震化を図っております。その中でほぼ、若干まだ、避難所の体育館等で耐震化されていないのはあと1か所、実は残っておるわけなんですけども、いよいよ庁舎の耐震についてご理解をいただきたいという思いの中で、本年になりまして、議員皆様方にまずご相談をさせていただいたところでございます。その中で、いろんなご意見をいただいた中で、特別委員会の設置をお願いいたしましたところ、それは必要であるというご理解をいただいたところで、今回の特別委員会の設置、委員会の開催という運びになったところ、本当に感謝をしております。

この庁舎の問題といたしますのは、建物1つの問題だけではございません。平成16年10月に葛城市が誕生したときから、2町の中での議論の中で、やはり住民の皆さん方の気持ちのこもった行政のシステムの1つであるという認識をしておりますので、葛城市、市民全員がご理解いただけるような形での庁舎配備をさせていただけたらと考えております。長期的には、葛城市が誕生するときの合併協議会におきまして、将来的には1庁舎にするべきであるというご意見をいただいておりますが、そこに向かうにはまだ当分時間がございまして、まず危険性排除をさせていただいて、短期的、中期的、長期的と3段階に分けた中でのご議論とご理解を賜りたいという思いでございます。

簡単ではございますが、私の思いの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。長年にわたって懸案の課題について、1つ決断されて、今回こう

した運びになったということについては敬意を表したいと思います。

今、除却について全面に、その理由についてお話しいただいたんですけども、そもそもこの除却が難しかったというのは2庁舎制であると、1庁舎制にするまでは2庁舎制でいくということになっているので、除却することによって旧當麻町の町民の方々の利便性等、そういうことがどうなのかということも大きな問題であったろうと思いますけれども、今回のこの除却あるいは再編に当たって、その辺りのお考えを、ちょっとなかったかと思しますので、市長にはもう一度質問したいと思います。いや、除却で危険性の問題とか、そういう問題については今、説明があったんですけども、除却すれば当然、そこはどうなるのか、庁舎の再編の問題が出てきますので、これについては従来から2庁舎制でいくという地元住民の方の思いもありましたので、除却に当たって、その辺りのこと。要は2庁舎で、庁舎を今使っている方々のいろんな利便性の問題、その他の問題についての配慮とかお考えとか、そういうものがあれば、ちょっともう少し言葉を添えて、明確にお話ししていただけたらと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 ちょっと簡略的に触れた部分でございますのであれですけども、先ほど申し上げましたように、将来的には合併協議会等で議論になっておりますように、1庁舎制に持っていくべきやという考えを持っております。

ただ、そこに向かうべき過程におきまして、合併当初の、その当時の行政並びに議会の皆さん方のご議論の中で、やはり当分の間は2庁舎制をしるべきであるという意思是尊重していくべきであると考えております。ですので、長期的と申し上げましたのは、いずれ當麻庁舎は、ある種、耐用年数を過ぎておるわけでございますが、新庄庁舎にいたしましても、いずれその時期が参ります。そういたしましたときには、やはり1庁舎にするということが大前提でございますが、そこに向かうまでは、住民サービスが低下しない形で、その機能分散をどのようにするのかという議論があつてしかるべきかという考えを持っております。ですので、その部分につきましては中期的という考え方を持っております、その部分におきましては機能分散をすることによって、やはり2庁舎制を1庁舎に持っていくまでの期間までは、その構造を維持するべきであるという考えを持っております。

ただ、その機能の配分の仕方でありまして、配置の仕方につきましては、その時代時代におきまして、いろんな変化がございます。もう葛城市が合併いたしまして、平成16年ですので、16年がたつておるわけでございますが、その間におきまして、ICT機器の進化というものはすさまじいものがございます。また、行政のシステムとして、やはりどのようなシステムの変化をしてきているのか、それから近未来的にどのような変化をしていくのかということも加味した中での庁舎の議論があつてしかるべきかなという考えを持っております。

ただ、何をもちましても、今現在の當麻庁舎の耐震性、そのなさの危険性につきましては、やはり一日でも早い除却をしないことには、そこをご利用していただく市民の皆様方にもご迷惑がかかりますので、それをまず第一に考えた中で議論を進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。除却は、私は最優先だと、市長がおっしゃるとおりだろうと思います。それに併せて、2庁舎制でいくということがありましたので、住民サービスについても低下しないように、現状に合わせ、今の時代の変化に合わせてながら、それをちゃんとやっていくということであったと受け止めました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ただいまご説明いただきまして、除却を優先ということですが、それに加えて私、思ったところとして、かつていرونなところで天変地異の、いろんな大災害が起こって、行政機能がやっぱり麻痺したという事例を我々も何度も目にしております。そこから、やはり耐震というのが声高に叫ばれまして、これ、企業でBCP計画と言うんですが、災害時にそういう行政の、あるいはその指揮命令系統が必ず生かされる、生きていて、それが滞りなく市民の生活に問題なく働きかけることができるということを前提とした上で、行政の基本的な機能を失わないで済むような形に持っていきなさいと、それがまず第一にあるんじゃないかなど。

老朽化したから除却というのものもあるんですけども、やっぱり真の意味としては、行政機能を維持して市民のサービスを途切れさせない、そこが今回のこの除却の大きな目的かなと思っております。そういう意味で、やはり一刻も早く、今、危険があって、何かの災害、いつ起こるか分かりませんが、起こったときに、もうその代替機能がなくなりました、新庄庁舎だけでは賄いきれませんかとならないためにも、いち早くこの除却の問題について解決しないといけない。そういう意味で、今回こういう、議会のほうも特別委員会を立ち上げて、行政と一緒にやっっていこうというふうに行っているかと理解いたしました。

川村委員長 答弁はよろしいですか。

奥本委員 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 ちょっと限定的なことを1つと、トータル2点、質問させていただきたいと思うんですけども。

まだまだこのコロナ禍の中での庁舎機能の分散ということで、当麻庁舎の除却に伴い、新庄庁舎のほうも移設ということになると思うんですけども、当然、来庁者もそれに伴って増えると、このように思います。特に水回りのコロナ対策ということで、トイレ等の水道の自動水栓化もぜひともやっていただけるかなど、こういうことと。

そしてもう一つは、当麻庁舎が除却されて分散された場合に、今後、全然、今まで当麻庁舎を利用していた人が困らないのかなどという、こちら辺の、やっぱり説明責任もありますので、お伺いしたいんですけども。除却前の当麻庁舎の事務総量、仮にこれ、100%としまして、除却後、仮に事務総量、できることですね、今まで以上に便利がよくなるのかなど、私

がいろいろ協議会等を重ねてきて、そのような認識でおるんですけれども。今まで以上に、事務総量は100%を超えるのかなと。それは新庄庁舎においてもそうですし、また旧當麻町においてもそういうことが言えるのかなと、100%以上になるのかなというそういうところ、この2点についてお伺いしたいなと思います。

川村委員長 今、危険性排除、當麻庁舎の危険度とか、當麻庁舎を除却するに当たってのいろんな議論についてです。今、副委員長、これからのサービスについてということですので、またちょっと後になってもよろしいでしょうか。先に除却についてのことで、一旦ちょっとそこできくらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 大体、今いろんなご質問、ご意見をいただいたところなんですけれども、現在の當麻庁舎の老朽化というのが、もう本当にタイムリミットに来たというご説明の中で、早急に除却すべきであると。こういったことにつきまして、委員の皆様は、この除却をするということにつきまして、一定ご理解をいただけたかどうかというところら辺でございしますが、私、今、ご意見を拝聴していると、除却は早急にするべきであるというところでご意見は一致したかなというふうに思わせていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 その除却に伴って、これから、今、副委員長のほうからも質問がありましたけれども、まず除却をするに当たって、そこに今、仕事をしている職員たち、また、そこに通う市民が違う形で、當麻庁舎で今までサービスを受けていたところから違うところに移動しなければならぬ。当面の間の當麻庁舎の機能の一時的な移転、配置。このことについてもちよつとご説明をいただいた上で、その後にもまたサービス機能につきましても、少しそこに触れさせていただけたらなと思っておりますので、その當麻庁舎機能の一時的な配置、そして、それが当然、新庄庁舎にも波及するわけでございますが、要するに機能の一時的な配置をどうしていくのかというところの説明をまず受けたいと思います。理事者、よろしくお願いいたします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。

ただいまの委員長のご説明を受けまして、具体的な一時的移転といたしまして考えておりますのは、分庁舎及び新庄庁舎としております。

それに伴いまして、図面の配置案の分庁舎のA3、1枚物の資料をご覧ください。

左側が1階、それから右側が2階の平面図となっております。可能な限り當麻庁舎エリアで同様のサービスを受けることができるように、リモート窓口など、ICT機器を活用することなどを検討しております。なお、分庁舎の階段が急なこともあり、基本的には市民の方は上がらずに、1階で対応できるような配置としております。

まず、1階でございますが、窓口業務を全て1階で対応できる、仮称ではありますけれども、総合窓口課を設置するように考えております。この総合窓口課につきましては後ほどご

説明させていただきます。出入口付近には、案内表示板といたしましてデジタルサイネージを設置するなど、来庁された市民の方への情報案内や番号札の導入を検討しております。また、カウンターは証明書発行カウンターと手続きカウンターの2つに分けて、「証明書発行カウンター」と表記しておりますのは、証明書発行業務などの短時間で対応できる業務につきまして、カウンターを高くしたハイカウンターで対応できるようにと考えております。また、「手続きカウンター」と表記しておりますのは、手続などの少し時間を要する業務につきまして、市民の方に座っていただいて対応できるよう、カウンターを低くしたローカウンターで、端末を置き、対応できるようにと考えています。

また、詳しい相談となり、この総合窓口課から担当課に引継ぎが必要となる業務につきましては、その場でリモート対応することや、図面の上部に表記しております個室リモートブースにご案内をし、プライバシーに配慮したブース内で、新庄庁舎の担当課とテレビ電話により顔を見て話ができるようにと考えております。対応する業務の中におきましては、直接対面で相談をお受けしたほうがよい業務もございますので、図面下部の臨時カウンターまたは福祉専用窓口での対応や、相談スペースにおいて直接対面で相談を受けられるように考えております。

また、家族と一緒に来た子どもが自由に遊べたりできるキッズルームや電子図書タブレットを置くこと、また、ベビーケアルームを想定し、授乳やおむつ替えができるような個室スペースについても考えております。

次に、図面右側の2階でございますが、配置案では教育委員会、こちらは教育総務課、学校教育課、生涯学習課とこども未来創造部、こちらは子育て福祉課と待機児童対策室を配置する案としております。

また、配置案の中の臨時カウンターと福祉専用窓口の内容についてでございますが、まず、臨時カウンターというものでございますが、こちらは季節によって忙しくなる業務もございますので、基本的には、仮称でございますが、この総合窓口課の手続きカウンターで対応を想定しておりますが、忙しくなる時期に、その季節ごとに対応するカウンターとして考えております。次に、福祉専用窓口というものは、必要性に応じまして、福祉部局の窓口対応を補強するという案として考えております。なお、大体の人数でございますが、分庁舎に30名から40名ほど、新庄庁舎には50名から60名ほどが一時的に移動する案としております。

次に、仮称になりますけれども、総合窓口課の資料をご覧ください。A4の資料の2枚目になります。

初めに、庁舎機能のあり方を検討するに当たりまして、當麻庁舎の市民サービスを維持・強化するために、仮称である総合窓口課の設置及びデジタル化の推進を図ることを検討しております。総合窓口課のイメージといたしましては、1つの窓口で多くの手続が可能になるよう、市民目線でよりよいサービスを目指し、総合的な窓口を設置することを考えております。対応業務といたしましては、住民票、印鑑証明書、戸籍、税証明など、処理の完結できる証明書等の発行については、一度の申請書記入で、より短時間で完結できる横断的な対応を検討しております。また、転出入等の手続、各種申請受付などにつきましては、説明まで

を総合窓口課で請け負い、受付後の処理を担当課に引き継ぐことを検討しております。

なお、現在の當麻庁舎における窓口業務のうち、各証明書の発行や各種申請受付業務など、約8割の業務につきまして、総合窓口課で対応できるようにと考えているところがございます。そのほか、残る2割の各種相談業務につきましては、ICTを活用し、職員の顔を見て相談などが行えるテレビ電話などのリモート対応も検討しております。市民の方は窓口から移動せず、複数の課に気軽に相談できるような仕組みを目指しております。ただし、リモート対応が困難な方や場面に応じ、対面による相談対応に配慮させていただきます。

続きまして、一時的な対応といたしましての新庄庁舎の配置案、これ、A3の6枚になっている資料をご覧ください。

まず、1階でございますが、図面右側、新庄庁舎北側の出入口より入ったところ、現在の税務課があるところに社会福祉課を配置する案としております。こちらは横に相談室がございますので、プライバシーに配慮した相談をする場所として最適かと考えております。社会福祉課の横には税務課を少しずらしまして配置し、これに伴いまして、現在配置されている各課を順にずらして配置する案としております。いずれもカウンターを少し前にすることでスペースの確保をしての対応と考えております。

次に、図面中央、新庄庁舎西側の出入口より入ったところ、現在の環境課と人権政策課が配置されているところに長寿福祉課、こちらは地域包括支援センターを含みます、を配置する案としております。

また、各窓口課には、総合窓口課とリモート対応を行うためのブースを置くことを考えております。

なお、1階の配置につきましては、市民の方の動線も考慮いたしまして、窓口に関係のある課を1階に配置した案としております。

続いて、2階になります。2階の平面図をご覧ください。図面中央、生活安全課、総務財政課、管財課、庁舎機能再編推進室は現状のままでございます。生活安全課の横に、1階から環境課を配置する案としております。

続いて、3階になります。3枚目のほうをご覧ください。3階の平面図になります。こちらは人事課、企画政策課の企画部の配置で、現状のままでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、4階の配置案となります。図面上部、現在、会議室でスペースのあるところに産業観光部の商工観光課と農林課を配置する案としております。また、その横に、1階から人権政策課を配置する案としております。

最後に、5階になりますが、5階の平面図をご覧ください。こちらは議会事務局の配置で、現状のままでございます。

なお、一時的な移転になることを考慮いたしまして、できるだけ課の移動を少なくした配置案としております。また、現時点での案でありますので、まだ変更の可能性はあるかと思っております。

説明は以上でございます。

先ほど、當麻庁舎機能を一時的に移転することにつきましてご承認いただきまして、続い

て、この當麻庁舎機能を分庁舎と新庄庁舎に移転するための配置案につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

川村委員長 資料をご覧くださいまして、ただいま説明をいただきました。

この件につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 ご説明ありがとうございます。今お話しいただきました中で、総合窓口課というものと、それに伴うデジタル化というのがキーワードとして出てくるかと思えます。総合窓口課につきましては、ワンストップで総合窓口で対応できるというふうにされている自治体もありますし、それから、そうでない自治体もあって、いろんな事例もあります。私も先進事例と言われるところはちょっと見に行ったりもさせてもらったりとかはしたんですけども、今の話を聞いた中で、総合窓口の受付で8割が対応できるというのは非常に高い割合だと思いますので、これはなかなか、この當麻庁舎の機能として、市民サービスとしては、今の話を伺っている限りはよくなるのかなというふうな印象であります。そこで、ちょっと質問があります。

まず、當麻庁舎のみに、今回、総合窓口課を設置されて、それから、新庄庁舎については設置される案にはなっておりません。これにつきましては、今回は一時的なという、短期的なということですので、あくまでも今回は、総合窓口の設置の理由としては當麻庁舎の市民サービスを維持・強化をするためにというふうになっているというふうに理解をしたんですが、それでよろしいのか。また、それ以外の理由とかもあれば教えていただけたらと思います。

2つ目に、新庄庁舎につきましては、これは放っておいても職員がたくさん来られることですので、機能は自動的に強化されるというふうなことになるかと思うんですが、新庄庁舎のレイアウトとか、そういうふうなのを拝見しますと、これは従来の、現在の市役所のそういう機能、それを短期的には維持をするというか、そのままいくというふうな理解でよいのかというふうなことですね。

それから、あと、新庄庁舎の配置案、1階の図面で、ちょっと細かいことで恐縮なんですが、先ほど室長がご説明いただきましたように、ブースというところがあって、そこで職員の方が、當麻庁舎で市民の方が、いわゆるリモートで話をされているときに、それに対して新庄庁舎のほうでは職員が対応されるようにというふうなことで、このブースというのが設けられていると思いますが、このブースにつきましては、配置図を見る限りは、このカウンターの中のみ設置をされておりますが、これの使い方については、職員のみが使われるというようなイメージでいいのか、あるいは市民の方も使うことも、今のところ想定されているのか、その辺りをお伺いいたします。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。ただいまの吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の総合窓口課は分庁舎のみに配置ということかというお問合せであったかと

と思いますが、一時的な移転ということで、分庁舎のところへ総合窓口課を設置ということで、新庄庁舎のところには、これから検討していくことになるかと思います。

それから、2点目の、この新庄庁舎の配置について、これは一時的なものということで、あまり課を移動させずにということと考えた案でございますので、これは一時的な移転ということで、今後変わっていくかと思います。

それから、3点目のブースについて、こちらが職員のみ使用できるのか、もしくは市民の方も使えるのかというお問合せであったかと思いますが、配置案の中では、今、ブースはカウンターの中に、案として入れさせていただいていますが、このカウンターを少し前に出すことでスペースが生まれてきますので、そうしたことも含めると、ブースを前に出すことも可能かと思います。そうなれば、職員だけでなく市民の方も使用できるようにと思っております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 今、お答えいただきました。ブースを前のほうにそういった機材を出すことも可能であるということでした。職員の仕事の中で、職員のみで使われるほうがいい場合も、一概にはこれは言えないと思いますので、また検討いただきまして、市民の方が使えるというような状況であれば、これはぜひとも、いいことだと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

また、先ほどの最初の質問なんですが、当初の説明にありましたように、當麻庁舎の市民サービスを維持・強化するために、取りあえず當麻庁舎にのみ総合窓口課を置くということ、これはもうよく理解をいたしました。ちょっと今回、短期的なことの、今、議論をしております。それも重々承知の上で、今後、例えばその先、中期的な議論の中では、新庄庁舎のほうにも総合窓口課を置くというふうなことも含めて議論があるのか、展望されているのか、その辺りだけちょっとお伺いできたらと思います。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今後については、またいろんなやり方とか、やってみて分かることもありますので、それについては検討させていただきます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 とにかく、短期的なことについて、これで今回、議論の後で、引っ越し等がされた後、またいろいろと実際にやってみて見えてくるものもあろうかと思いますが、その辺りも拾い上げていただけたらと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質問。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。ちょっと協議会で言った、同じことをまた聞くところもあると思うんですけども、新庄庁舎のほう、こちらのほうにほかの課が来て、五、六十人の方が増えるということで、前も聞いたんですが、駐車場ですよ。どれぐらいの方が車で来て、今でも多分皆さん経験あると思うんですけども、車がいっぱい止めるところがないときが多々

あるんです。更にここから人が増えて、市民の皆さんも来られるということになったら、ちょっと駐車場について考えなあかんと思うんです。これ、前もちょっとお聞きしたので、その後の考えをお聞きしたいのと。

あと、當麻庁舎のほうは當麻庁舎のほうで、分庁舎の前の道路ですよ。交通弱者の方、どこに車止めるというふうにお考え、向こうの駐車場のお考えですよ。當麻庁舎、あれ、解体するってなったら、多分、あそこから1メートルかちょっとぐらいは、また足場なり出てきて、なかなか狭くなると思うんですけども、その辺の考え、どういうふうにご考えられているのか。

あと、3つ目は先ほどもお聞きしたんですけども、新庄庁舎のほうもかなり大幅に変わると思うんです。中身というか、この設置というか。當麻の分庁舎のほうには案内板はつけるけども、新庄庁舎のほうにはその案内板、玄関入ったときに、自分がどこに行きたいか分かるように案内板をつけると思うんですけども、新庄庁舎にも北と南、入り口、案内板が必要やと思うんですけども、その辺のお考えと。この3点、お願いしておきます。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の駐車場、こちらは當麻庁舎のほうから新庄へ移ってくる職員の車等の台数になるかと思いますが、職員の車で約60台、それから公用車で約20台と見込んでおります。

2点目の、分庁舎の前の道路が解体工事により少し狭くなって、駐車場の問題ということでございますけれども、こちらは図書館の西側にある駐車場、もしくは今ある農村広場の前の駐車場等を利用していただくことになるかと思ひます。

それから、新庄庁舎のほうの3点目で、案内板が必要かということで、確かに今回お示ししております分庁舎の配置案の中には、デジタルサイネージという案内板の表示をさせていただいております。もちろん、こちらにも新庄庁舎のほうにも必要になるかとは思ひますけれども、そこは今後の検討とさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 新庄庁舎には80台ぐらい、取りあえずはこっちに来るということは分かったのですが、それはちょっとあれなんですけど、それ、どこに止めるんかという問題やと思うんです。なおかつ、それだけの職員の、課の方が来られたら、市民の方々も増えるというのはもう当然やと思うんですけども、その辺の考えを聞きたいのと。

あと、當麻分庁舎のところは、普通に利用される方はいいと思うんですけど、交通弱者の方、目の前まで行きたいという方をどうするかというのをお聞きしたいんですよ。その辺の考えですよ。

あと、案内板については、やっぱり市民の方々、これ、徐々に変わっていくわけじゃなくて一気に変わると思うんですけど、そのときに、やっぱりこう変わったから、この案内板で、ここにこうありますよという案内板をつけるべきやと思うんです、こっちにも、當麻じゃな

くて。と僕思うんですけども、その辺の考えと、ちょっともう一度お願いします。

川村委員長 ちょっと答弁漏れていましたね、駐車場のこと。それだけあるということやけど、その配置をどうするのかという。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

すいません、答弁が漏れておりましたので、駐車場の確保につきましては現在、この新庄庁舎周辺の駐車場を確保するために交渉中でございます。

それから、2点目の交通弱者の方に対しての駐車場の確保ということにつきましては、ちょっと……。

(発言する者あり)

吉田庁舎機能再編推進室長 ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと、これ、お願ひというか提案なんですけど、新庄庁舎の北側の駐車場もちゃんと見直して、例えば職員の方々に番号を渡して、その番号を、止めている間はダッシュボードの上に置いておくとかして。ちょっと僕、夜中とか通ったときに、結構車が止まっていたりするんですよ、正直。それ前、僕、一般質問でも、當麻庁舎の駐車場にトラック止まっていますというのを言ったと思うんですけども。ちょっとそういうふうにして、あの辺の駐車場を1回整理してもらって、どんだけ足らんのかというのを正確に出していただきたい、ぜひ。これ、僕、提案なんですけども。なおかつ、ほかのところを借りるんやったら分かるんですけども、足らんのは足らんと思うんですけども、これを機に1回、駐車場、ちょっと見直してください。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑は。

松林副委員長。

松林副委員長 先ほどの質問なんですけども、ちょっと順序が後先になりまして。まだまだコロナ禍の中の庁舎機能の移設ということで、新庄庁舎、当然、来庁者も増えると思いますので、トイレ等の水道の自動水栓化、ここらの部分についてはお考えかどうか、ちょっとお聞かせください。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 コロナのこともありますので、少し検討させていただきます。

川村委員長 よろしいですか。

松林副委員長 よろしくお願ひ申し上げます。

川村委員長 引越しの段階で、コロナの状況もありますので。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 先ほどの吉村始委員と杉本委員の、ちょっと関連になります。案内板のことです。これ、これまでの協議会の中で私、質問させてもらった中で、どういったものかという話の中で、番号を表示するだけですよという答え、いただきました。せっかくデジタル化というのをされるのであったら、その案内板に1つ機能を持たせて、業務の効率化をするという考え方をやっぱり盛り込むべきかなと。このA4の説明の、総合窓口はどうかという、この紙で見ますと、このフローでいくと、来庁者が総合窓口で受付となっていますけども、ここを更に分解すると、まず最初、案内板を見る。案内板で案内がもう事足りる、完結するというところをまず1つやって、それでも駄目なときは、その次の案内係に行くという、そこのフローを盛り込んだら、その案内板が生きてくると思うんですよ。それによって、何が何でも、案内板があるけども、それを番号だけやったら、そんなのもう飛び越して、案内係に全て業務がというか、問合せの業務がまずそこで全部発生するとなると、さっき言ったこの2万件の処理完結のところだけでも結構な業務量になります。そこのところを、やはりせっかくデジタルサイネージを入れるのであれば、その画面を見るだけで、案内係を通さずに次のステップに進めるという段取りを組み込んでいただきたい。それがやっぱり今、現状で先進的な自治体がやってはる、導入されている案内板のデジタルサイネージって、やっぱりそういう機能を盛り込んでいるので、そこはちょっと今後考えていただきたいと思います。それはもう要望です。

質問のところで、これもちょっと前は言っているんですけど、この場で初めてなので、もう一度言います。手続に来られた市民のところ、やはり非常にセンシティブな内容の相談を人目につかないところでやりたいという方がいらっしゃると思います。事実、個室リモートブースってあるんですけど、まずはその手続きカウンターなり、案内係のところ、話をする形になると思うんですけども、スムーズに個室に案内して、やはりそういう秘密を保持しながら対応できるかという、その体制のところだけ、多分、ご心配される方が結構いらっしゃるんじゃないかと思うので、そこのところ、どんな感じで進めるか。具体的な業務の中身までまだ決まってないかわかりませんが、スムーズにそこ、できるかどうかちょっと心配なので、もし答えられるのであれば教えてください。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。ただいまの奥本委員の質問にお答えいたします。

この分庁舎における総合窓口課のところでございますけれども、この図面のところにも、証明書カウンターの横に「案内係」という表示をさせていただいております。こちらに職員が常に案内をする係として配置を考慮しております。そこで、来られた方のご用を聞いた上で各担当のところへ誘導していくという形を取ることになります。

以上でございます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 いろいろご心配をおかけしております。委員のご要望と申しますか、ご意見の中には、聞いておまして、今回の短期的な移行の中で消化する内容と、ちょっと長めの長期的な機能

配分の中で消化する内容とが含まれてくるのかなというような思いで聞いておりました。時代の流れとしては、委員がおっしゃるような形のものになっていくと思いますが、どのタイミングでその検討に入るか、検討は当然やりますけども、実際に具現化できるのかということになりましたら、これはひょっとすれば超短期的な段階ではなく、次のステップの段階での取組である部分もあるのかなという思いがいたしておりますので、その辺も含めまして、検討をさせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員がおっしゃっているのは、今、當麻庁舎のほうの、要するに、前の協議会でもおっしゃっておられましたけども、あれですよ、デジタルサイネージの機能ですよ。これ、短期的に配置するので、やはりこのデジタルサイネージというのをを使って、業務が短時間で遂行するよにと、別に中長期とかそういう問題ではないと思うんですけども、その辺りはどういう意図で言われているのかということ、もうちょっとだけきちんと言っていたらいいかなと思うんですけど。

奥本委員。

奥本委員 すいません、説明足らずで。私は短期的にやれって言っているわけじゃなくて、先ほど言ったように、新庄庁舎でも将来的にその展開の可能性を探っていくということでしたので、そこまで見据えてやるのであれば、1つの方法論として、そのデジタルサイネージ、有効活用できるのも念頭に置きながら、今回、運用してくださいという、そういう意味で言っただけであって、特に今すぐそれを入れろって言っているわけじゃないので、そこだけちょっと誤解ないようにお願いします。

それと、さっき言ったプライバシーの確保のところ、ちょっと運用がもし説明できるのであればということ、質問がまだ、ご回答が抜けているので、そこだけお願いします。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 デジタルサイネージにつきましては、新庄庁舎のデジタルサイネージと、この分庁舎のデジタルサイネージというのはまた若干異なってくるんだと思います。といいますのは、分庁舎というものは、基本的に総合窓口皆さん来ていただいて、そこでまずもう全て完結するので、どこに行ってくださいというのは、分庁舎では恐らく起きません。ただ、新庄庁舎のほうでは、やり方、総合窓口にするかどうかというのがありますけど、案内板のところに行ってくださいというのも必要になってくるので、奥本委員がおっしゃられるように、説明みたいなのもあったらいいのかなと思いますので、そこについては引き続き検討させていただきます。

案内ですね。まず来ていただいた方、相談があったとしても、恐らくまずは手続きカウンターのところ座っていただくんだと思います。そこで、障がいのお話だとか、生活保護の話だとかというのを少しお聞きした上で、それであれば、この座っているところのリモートで、「では、担当におつなぎしますね」という方法もあれば、ちょっと詳しい相談があったり、プライバシーの保護をしないといけないですよという感覚は多分、我々職員が一番分かりますので、そういう場合には、「では、後ろの個室リモートのほうで対応させていただきます

す」であったり、直接の場合は、「裏のほうの相談スペースのほうで対応させていただきます」というのは考えております。具体的に、どういう場合にこうだというのはケース・バイ・ケースだとは思いますが、そこについてはしっかり配慮をするように、できるだけマニュアルとかもやって、人によって差が出ないように対応させていただきたいと思っております。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。それを聞いて安心しました。要は行ったけども、職員によって、今日は個室じゃないところで話を聞かれたとか、ちょっとそれだけやると、やっぱり気に障る方がいらっしゃるかわからないので、そこだけちょっと配慮してあげてほしいということです。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、幾つか質問させていただきます。先ほど、市長からご答弁いただきましたように、除却をすると當麻庁舎がなくなるわけで、そこに入っている課を當麻の分庁舎と新庄庁舎に分けると。そうすれば、当然、これまでの當麻庁舎での機能が落ちるということで、住民サービスがどうなのかということの懸念があるわけですが、それについては、できるだけいろんなICT等、今、話が出ましたが、総合カウンター方式などを取り入れて、このサービス、できるだけ低下させないというふうなことだったろうと思います。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、當麻庁舎のほうには2階にこども未来創造部、それから教育委員会が入り、そして新庄庁舎のほうには社会福祉課、長寿福祉課、農林課、商工観光課が移っていくということで、今、説明、この配置案があるわけですが、當麻分庁舎のほうに入るこども未来創造部と教育委員会、これは従来どおりでいいんですが、1階のところ、先ほど来話があります臨時カウンター、証明書発行カウンター、それから手続きカウンター等を設けて、証明書の発行やいろんな手続をここで行うということなんですが。

ちょっと質問なんですけれども、現在、當麻庁舎の1階には社会福祉課、それから長寿福祉課が入っております。大勢の方が相談に来られます。また、相談の上、申請をされるということがあるんですが、今日いただいた資料のA4判の2枚目のところなんですけれども、総合窓口のイメージというのがあるんですね。ここで基本的には対応していきますということで、いろいろと分析もされているんですが、イメージの図があります。そこには総合窓口として受け付けるとして、住民異動、国保、児童手当、就学、それから障がい福祉というふうになっているんですね。しかし、當麻庁舎で非常に大勢の方が来庁されている1つの課として、長寿福祉課があります。これは介護保険等、介護サービスの相談とかで大勢の方が来られる。それから社会福祉課ですね、生活保護等の社会福祉関係の相談もあると。これについては、介護保険についてのこと、あるいは生活保護の相談は、これまでは當麻庁舎に出向いてやっていたものを、今度から新庄庁舎に行かなければならないようになるのか、それともこの総合窓口でそうした相談業務等をしていただけるようになるのか。つまり、これ、住民にとっ

てはどっちに行けばいいのかということになりますので、そのことについてお伺いいたします。

それから、2番目ですけれども、これは農林課を新庄庁舎の4階に移動する案となっております。これは案ですから、まだ動くということもあると思いますので、これ、意見としてちょっと聞いていただきたいと思うんですが、農業者の方がエレベーターを使って4階まで上がっていくというのは、私、ちょっとイメージしにくくて、今ある當麻庁舎の分庁舎の1階に農林課がありますから、私も農業をやっていますので、申請等で行くと、農家の方が長靴を履いて、軽トラを止めてさっと入られて、職員と話をされていると。非常に来やすいところなんだなというふうですね。それで4階まで上がっていくのかというのがちょっと、服、改めなあかなとか思ってしまうんですが。それはさておき、2階に建設課等があるわけですね。農林課は農林土木の仕事も多々あるわけですから、もうちょっと近い2階辺りでもいいんじゃないかなと。つまり、環境課が2階に入っていますけれども、都市計画課、建設課とありますから、関連するところで農林課というような考えはなかったのか、ちょっとそこは、動くのであれば、またご検討いただけるんだったら検討していただきたいんですが、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目ですけれども、これはある市民からお聞きしたんですけれども、2庁舎があると両方行かなければいけないことがあると、非常に不便だと、2庁舎制はね。1つのところで全部やってほしいと。その方は若い方だったので、例えば保育関係で當麻庁舎に行きました。しかし、ある書類関係で新庄庁舎に行かなければいけないというふうなことで、両方行かなければいけないと。大変だったから1つにしてほしいと声があったんですが、今回、総合窓口ということで、ICTを利用して、リモート端末等あって、こうしたものを利用して様々な証明書発行等をされるということなんですが、これは旧新庄町の方でも、この當麻庁舎の分庁舎へ行けば、当然、この証明書の発行は市民として発行できるものというふうに考えていいのかどうか。この点について、3つお伺いします。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、社会福祉課の生活保護であるとか、長寿福祉課の介護保険の手続であるとか、こういったことを新庄庁舎に行かないといけないのかということでございますけれども、こちらにつきましては、この分庁舎の総合窓口課のほうでまずは受付をさせていただきます。その内容によりまして個室リモートブースのところ、もしくは相談スペース等を使用させていただいて、対応させていただきたいと考えております。

続いて、2点目の、農林課と商工観光課が新庄庁舎の4階に配置案ということになっていることでございますけれども、できるだけ職員の、課の移動を少なくするというのを考えまして、この案とした経緯でございますので、この2階のほうに都市整備部もございまして、そちらのほうに配置ということもご意見として伺っておきたいと思っております。

それから、3点目の、この2庁舎制で、保育関係でも両方に行かないといけないというこ

とにつきましては、こちらは分庁舎のほうに、総合窓口課のところ、新庄の方も當麻の方も関係なく受付できるようにと考えておりますので、よろしくお願ひします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。長寿福祉、社会福祉関係については総合窓口でも対応できると。もちろん新庄庁舎に来ていただいてもいいということになるので、そういう点では利便性は維持できるなと思ひました。

それから、農林課についてはまた検討していただきたらと思ひます。私の希望としては、近い2階のほうが来庁しやすいかなというふうな思ひもあります。

それから、総合窓口では、葛城市民であれば旧當麻町区域、それから旧新庄町区域関係なく受け付けていただけるといふこと、よく分かりました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでございますので、ただいま當麻庁舎の危険性排除のために、年度内に當麻庁舎の機能を移転するといふ、この配置につきまして、分庁舎及び新庄庁舎の配置図に示していただきましたとおりでございます。

これにつきまして、この運びとなる今後の予算関係についてちょっと説明をいただきたいと思ひます。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。

ただいまの必要な予算計上につきましてでございますが、當麻庁舎の危険性の排除のため、一時的に當麻庁舎機能を分庁舎と新庄庁舎に移転するための必要な諸経費についてでございますが、予算特別委員会でもお示しさせていただきますが、概算で5,000万円程度。内訳といたしまして、引っ越し費用といたしまして700万円程度、分庁舎の内装改修、通信設備改修、備品購入といたしまして合計で2,800万円程度、それから、新庄庁舎の通信設備改修、備品購入、合わせて1,500万円程度となります。また、當麻庁舎の解体実施設計費といたしまして約1,000万円の費用を見込んでおります。

一時的な移転に係る必要な諸経費及び當麻庁舎の解体設計費用につきまして、予算特別委員会での案件となりますけれども、6月補正で対応することにつきまして、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

川村委員長 予算につきましての、今、説明になるんですけれども、このことにつきまして、確認事項などはございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 1点だけ、什器の更新について確認をさせていただきます。さっき、一番最初に吉田室長が、いわゆるローカウンター、ハイカウンターといふことで、総合窓口課につきましては、当然、新しいカウンターとか入ってくるかと思ひます。それ以外に、今の金額を伺いましたら、分庁舎が2,800万円、それから新庄庁舎のほうは通信機器の更新とかいろいろあつて1,500万円程度というふうな話なんです、当然、例えば當麻分庁舎のほうであれば木のブ

ールを入れたりとか、そういうふうなものも新調をしないといけないと思うんですが、そのほかは、例えば机とかやったら持っていったりとかいうこともあると思うんですが、先ほど説明した以外で、新たにこんな購入するというようなものがあれば、また教えていただけたらと思うんですが。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。ただいまの吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の一時的な移転に伴います諸費用の中で、大きな什器として考えておりますのはリモートブース、こちらがこの経費の中の大きなものということになります。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。当然、リモートブース、新しく入れなきゃいけないので新調するという。あとはもう極力既存のものを利用するというふうなことで経費を抑えようということ、よく理解いたしました。

ちょっと1個だけ提案をして終わりたいと思うんですが、ベビーケアルームというのを新しく當麻分庁舎のほうに設けられるということで、こども未来創造部とかあるところですので、今までなかったのも、非常にいい発想だなと思うんですが、これにつきましては、今、業者のほうで、ちょっと私もテレビで見たんですけども、いわゆるイオンモールとか、いろんなそういうところにレンタルで貸し出すような、そういうベビーケアルームというのがあります。それもちょっと、今、すぐには出てこないんですけども、テレビでやっております。またその辺りも、例えばこの先に今後、このスペースを使う期間、それと勘案してもらって、より費用も安く抑えられるということであればご検討もいただけたらなというふうに思います。

以上です。

川村委員長 答弁はもらわなくていいですか。

吉村委員 もしよかったら検討していただけますでしょうか。

川村委員長 できますか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 今いただいた案も含めまして検討させていただきます。

川村委員長 ほかに質疑は。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと今、解体費用が出てきたんですけど、今のスケジュールでいくと、大体どれぐらいに當麻庁舎の解体が始まるのか。というのは、やっぱり長きにわたり當麻庁舎があって、皆さんの思い出にも深いと思うので、できるだけ早くもう解体しますよという声はアナウンスし続けたほうが良いと思うんです。分からないですけど、写真とか、ビデオとか撮らる人、出てくる。気づいたらもう足場が立っているやんというの、ちょっと具合悪いなと今、ふと思ったので。大体、今の感じていくと、どれぐらいですというのは予定として出ている

んでしょうか。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 後ほどまたスケジュールのほうでも説明させていただきますけれども、解体の、まず設計費用ですので、それには時間がかかるので、今年度中にその足場を組むとかいうのはないと思っております。早くても来年度の早々に足場を組むとか、入札とかもありますので、来年度早々も難しいかと思えますけれど、もう少し時間はあるかと思えますので、しっかり周知は期間を設けてさせていただきます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 来年ということで、時間があって、ちょっと来年、僕、いてへんかもわからないので、僕がおらんかったらよろしく願いしておきますね。

以上です。

川村委員長 先走り過ぎやと思えますけどね。

それでは、ほかに質疑はないようございますね。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ただいま、年度内に、一時的に當麻庁舎の機能を移転するための予算関係、それから今年度の解体に伴う設計費用などにつきまして、概算という形でご説明をいただきました。この件につきまして、今、これ、今日は中長期的なことじゃなくて、一番、超短期的な状況の中で何をするかということを中心に議論をいただきましたけれども、皆さん、ちょっと今日も何点かは中期的な話も出ておりましたけども、今後の庁舎機能の再配置につきまして、それに対する調査費用というものは既に補正予算で発生をしております。皆様の議決もいただいておりますので、今後の調査というか検討を行う考え方、どのような考え方でいくのかという程度でざっくりと説明をいただいて、今日はこの程度にしておきたいなと思うんですけども。大体、方向性とか、どういう調査をしていこうというようなところがあれば、その考え方についてだけ確認をしておきます。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。

お手元のA4の資料、3枚目の「今後の再配置検討について」という資料をご覧ください。

今後の當麻庁舎及び周辺施設の再配置についての詳細調査や検討についてでございますが、これまでの特別委員会協議会で、當麻庁舎及び周辺施設の再配置に関しまして、當麻文化会館、それから當麻図書館、分庁舎など、既存施設を活用する案を、様々な考え方などについてメリット、デメリット、また、費用や期間などについて幅広く協議をしまいったところでございます。今後の當麻庁舎及び周辺施設の再配置につきましても、詳細調査を一時的な移転と並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 ただいまご説明にもありましたように、當麻庁舎の除却、そして、そのための移転、その間の、今年度、そういった作業を行う計画を立てていただきますので、今日の委員会はこの程度にとどめたいというふうに思います。

さっき、最後に言っていただきましたけども、これから調査をしていただく段階に入りますので、また調査の状況が進展していく中で、ご説明いただける点が出てきましたら、その折にはきっちりと説明をいただきまして、我々の方にお伝えいただきたいと思います。

調査案件につきましては、本日は以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かもし……。

(「スケジュール」の声あり)

川村委員長 スケジュールですか。スケジュールについても、ご説明いただけますか。理事者、お願いいたします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。

それでは、スケジュール案についてご説明させていただきます。

資料、A4の4枚目をご覧ください。

先ほど杉本委員からも少しお話がございましたけれども、さきの4月の臨時会におきまして、今後の当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編を検討するために、詳細調査費用を補正予算で計上させていただいたところでございます。また、先ほど予算関係でもご説明いたしましたが、当麻庁舎の危険性排除のため、一時的に当麻庁舎機能を分庁舎と新庄庁舎に移転するための諸費用及び当麻庁舎の解体実施設計費用につきましても予算特別委員会でお示しさせていただきますが、6月補正で計上させていただこうと考えております。なお、当麻庁舎につきましては、6月に補正予算の承認を得ましたら、解体の実施設計を行う予定としております。

次に、引っ越し先でございますが、当麻庁舎の危険性の排除に伴います一時的な移転といたしまして、まず、分庁舎から新庄庁舎へ引っ越し予定としております。なお、順次、一時的な移転といたしまして、年度内を目途に、当麻庁舎から分庁舎や新庄庁舎へと引っ越し予定としております。

以上でございます。

川村委員長 先ほども申し上げましたとおりでございます。このスケジュール案は、今年度で当麻庁舎から、当麻庁舎を除却するための一時的な移転をするというスケジュール案になっております。これについて、確認事項がありましたらご意見をお伺いいたしますが。

谷原委員。

谷原委員 スケジュールのところについてなんですけれども、今、説明にありましたように、今回は緊急、一時的に、もう早急に除却するという事で、分庁舎のほうを利用してやるということですけども、中期的というか、これからこの委員会でも議論するのは文化会館、それから図書館、今あるところの周辺のことを含めた再配置を今後検討していくと。今は、だから一時的にこういう形を取るということでありまして。一時的に取るのが、8月から、これを見ますと分庁舎から新庄庁舎へ引っ越しするというふうになっております。考えてみると、多分、分庁舎のほうを先に空けて、そしてその後、総合窓口をつくるためのいろんな設備を、内装、改装とかやっていくことになると思うので、その間は農林課、それから商工観光課はこちら

で対応できないということになりますのかな。つまり、もう新庄庁舎へ移ってくるから。そこをちょっとお聞きしたいんです。つまり、引っ越しに関わって、住民の利便性の問題、それがどういう手順でどうなっていくのか、それを住民にアナウンスするというのも必要なもので、そこら辺でちょっとどういう感じになるのかな、またアナウンスされるのかなということはこのスケジュールの中で、住民への説明としてどうされるのかということ、1つお聞きしたいと思います。

川村委員長 手順ですね。

谷原委員 はい。今後のことやったら今後でも構わないですけど。これからのことが大事。

川村委員長 答弁できますか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 ちょっとかみ合っていないかもしれませんが、8月、9月頃に分庁舎から新庄庁舎へ引っ越しいたしますので、総合窓口が出来るまでの間につきましては、新庄庁舎での対応になるかと思えます。ただ、できるだけ不便がないように、そこはちょっと丁寧に今後考えさせていただきます。

住民、市民への周知ですけれども、今回決まっても予算で決まらなと確定ではないと思っております。実施もできないと思っておりますので、正式に案内させていただくのは7月以降になるかと思えますけれども、できるだけご不便ないように、かつ皆さんに周知できるように丁寧にさせていただきますし、議員の皆様方におかれましてもご協力いただけたらと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 要望を兼ねての話なんです、そこは丁寧に、引っ越しの手順とその期間、住民の方が混乱することのないようによろしくお願いします。

川村委員長 一番最初にするところは、今言う分庁舎から新庄庁舎に引っ越しするというのが一番最初ということで確認させていただいて、それでよろしいですね。その辺はまた、その利便性とか、その辺りについてご説明いただく機会を設けますので、よろしいでしょうか。

ほかに。

西川議長。

西川議長 今、谷原委員が言わはることが、そちらも一番気を遣うてはることやと思うけど、このスケジュール案の中で、當麻分庁舎から引っ越すにしても、當麻庁舎から引っ越すにしても、まずは新庄庁舎にはお金かけへんと言うけれども、はっきりとカウンターを移動したり、いろんなことを先に新庄庁舎をいろとかんかったら、當麻庁舎から来られへんわけやから。それがここには載ってないんやな。この新庄庁舎をいつ受け入れる形にしておくのかという、新庄庁舎を。いつ引っ越せるように、受け入れられるように、新庄庁舎を改装なり、あれ、せなあかん。せな受け入れられへんわけやから、その部分をこのスケジュール案の中からぼろっとう、これ、どんなことをするのか知らんけど、ここに載ってないので、それら辺は検討をもう既にしているんですか、どういうふうな形。これは年間工程みたいなもんやから、これを月間工程に落とすなり、これ、はっきり言うて週間工程に落とすなり、いろんなこと

を、いつ、何日にこれをやって、こうやってということをしちんとやっていかんと、多分休みの日を利用していろいろやるんやろうと思うさかいに、そこらをしっかりと。ここらは議会がタッチする話ではないかわからへんけれども、そこらはきちんと、実際に合わせて練っていかんと、一番先に新庄庁舎の、引っ越してくるいうたって、先に何らか全部、新庄庁舎が受入れをやるのに工事も皆、要るわけやから。そこらの検討を、ここで抜けてあるから、ちょっとしているんかどうか。また、そのことをいつ頃からやるんかということを検討しているのかどうか。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 検討はさせていただいております。もう少し丁寧に説明させていただきますと、まず、分庁舎から新庄庁舎のほうに農林課と商工観光課を移らせていただきます。それに必要な改修というものは電話回線の設置、LAN回線の設置ぐらいですので、1階のカウンターはまだその時点では必要ないかなと思っております。4階にするか2階にするかという案はあるんですけど、電話回線、LAN回線であればそんなに時間はかからないので、分庁舎から新庄庁舎への引っ越しについて、改修というのはそれほどかからないイメージでおります。また工程についての説明はさせていただきます。その後、ご心配いただいているように、1階のカウンターをずらすだとか、そのLAN回線をまた替えるだとか、什器を入れるだとかというのは、引っ越しのタイミングは、今の當麻庁舎から分庁舎に移るタイミングと、當麻庁舎から新庄庁舎に移るタイミングというのは基本的に同じでないところとちょっとうまくいかないで、それについてはまた、どういうふうな工程で、スケジュールで、大体いつぐらい、秋なのか、冬なのか、春の手前なのかとか、そこら辺もしっかり説明させていただきますので、また資料を用意して丁寧に説明させていただきます。

川村委員長 議長、よろしいですか。

西川議長 はい。

川村委員長 ここは新型コロナウイルス対策室があったところに、商工観光課と農林課が来るわけですね、そうですね。そうしたら、またその詳細が出ましたらお知らせいただくというような形にさせていただきたいと思います。

それでは、調査案件につきましては、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。

ごめんなさい、増田委員。よろしいですよ。

増田委員 一通り聞かせていただいてからお尋ねしようということで、最後まで待っていたんですけども、これ、今日の委員会を市民の方が聞かれて、どういうふうに映っているのかなと、ちょっと心配したので、分かりやすくもう一度整理をしていただけたらなと思います。

この當麻庁舎の問題に関しては、私も複数回、一般質問なり、予算のところでもお尋ねをした経緯もございます。その中で、私、先人といいますか、この公共施設マネジメントを進められるに当たって、この當麻庁舎に関しては約束事をされています。その約束事というのは、サービス保存の原則という約束事でございます。2庁舎、1庁舎になってもサービスの低下は招かないということを原則に進めるんだと。恐らく、今回の除却に伴ういろんな移動に関しても、當麻の地域の方が今までと変わらぬ住民サービス、行政サービスを提供してい

ただけるような配慮に基づいて考えていますと、こういうことを、今回の説明の中では、その言葉が入っていなかったの。いやいや、そんな、死語ですわと言うのやったらまた別やけども、私はこのサービス保存の原則というものを前提に、今回の當麻庁舎の除却というものを進めていただくことが、住民にとって、安心していただける1つの住民との約束事であるのかなというふうに思いますので、もう一度、その辺の認識をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

一時的に當麻庁舎機能を分庁舎なり新庄庁舎に。これ、聞き方、そういうサービス保存の原則とか、サービスを低下させないという原則を前提に話をしていただければ安心されるんですけども、まずは當麻庁舎を除却するねんなど。一部、農林課も新庄へ行って、最低限、住民サービスはここで残してくれはんねんなど。そやけども、ここに書いてあるように庁舎を一つとすることを念頭にして、その次はどうなんのかなと。こういう1つの長期、中期、短期にわたって、どういうふうに住民の方の行政サービスが変化してくるんかなと、そういう心配が、私、起きかねないなと。その中で、先ほど言った、いやいや、サービス保存の原則で、住民の方には従来の行政サービスを、低下することはありませんよということをきちんとお伝えすることが、住民にとっては、この移動なり除却に対して、安心して、きれいにしてくれはんなど、いろいろと配慮してくれはんねんなど、こういうふうにご理解をいただいて、進めやすくなるのかなというふうに思いますので、その辺のところのご配慮をしていただけたらなというふうに思います。

その辺のところは、このA4の2ページの當麻庁舎機能を移転する案についての下のところ、先ほどから説明がありましたように、いやいや、従来の當麻庁舎のサービスは8割まで、もうこの分庁舎に変わりますけども、ここでできますよと。残りは、時代の流れによって、わざわざ新庄庁舎に行かなくてもリモートでそういう機能を果たすことができるので、サービスは低下しませんよと、こういうふうなことになるのかなと。そういうふうな説明に、私はなるのかなと。あくまでもそういう前提のお話を、まず住民にさせていただく機会が必要かなと思います。

ただし、全く変わらないということはないと思うんです。先ほどから谷原委員もお述べになっていますように、農林課、変わるよとかですね。私も午前中に、変わることについてというふうにお尋ねしましたが、ほぼほぼ當麻庁舎機能は當麻分庁舎やと。ただし、変わる分についての整理はしていただいて、ほぼほぼ変わりませんが、これは変わりますという変わる部分の整理は、今日はそういう資料、まだ整理していただけていないんですけども、この部分は変わりますということの整理はちょっとしていただきたいなというふうに思いますので。お答え、できますでしょうかね。お願いします。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 これは一番冒頭に、実はお話をさせていただいた部分と重なってくるんやろうと思っております。今回、議論をしていただきました部分といたしますのが、超短期的な部分であります。當麻庁舎の危険性を排除する、それまでに至る部分についての仮のものでございますので、予算もできるだけかけない状況での避難的な作業であるという認識をしております。委員が

ご指摘になりますのは、当然、これから起こってくるべき中期的な部分のお話になってくるのかと思います。その部分につきましては、冒頭に申し上げましたように、住民皆さん方にご迷惑のかからない方法を模索して、どのような当麻庁舎の、これから整備をするのかという議論になっていくのかなと思います。

それと、一番最終的な部分というのは、これは長期的な部分でございまして、そちらのほうは、いずれ両庁舎とも耐用年数が来たとき、これは合併協議会のところでも議論になりましたように、長期的には一つにしないといけないという部分になるかだと思います。それはまだもう少し先の議論になるかと思いますが、まず、今回お話をさせていただいた部分につきましては、あくまで当麻庁舎の危険性除去に当たりましての仮のものでございますので、先ほど委員の皆さん方も、机、さらのを買うんですかとか、いろいろご質問ありましたけども、一番お金のかからない方法でという、避難的な移動をするという理解をしていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 この委員会の冒頭にも、短期的なお話ということでもまずやっというお話がありました。私、そのことにすごく違和感があって、緊急性を要するので、短期的に、取りあえずこないしようという考え方はごもっともな考え方なんです。ただ、今後、将来的にわたって、長期的なビジョンの中でも、そういうことはないよと。私が前回の一般質問でもお話ししましたように、これは当麻庁舎、今は当麻庁舎の問題。しかし、一つになるとなれば、この庁舎がなくなった、また同じ議論になるわけですよ。そのときに、先ほどありましたように、周辺の公共施設を利用して、庁舎に行かなくてもご不便をかけないようなサービス保存を原則として庁舎を一つにしますということを終始一貫お述べになったら、庁舎をどこへ持っていこうが問題はないんですけども、いや、長期は分かんないと。そやけども、短期でこれ、取りあえず守っていくねんということだけでこのサービス保存、もしくは住民に対する安心感というのはなかなか得られないんじゃないかな。私は、長期的にも住民に不自由はかけませんと、離れたところが置いていかれるようなことがないよと、北も南も、どこの地域へ行っても平等に行政サービスが受けられるような、そういう配慮は忘れませんよと、こういう気持ちを持っていただかんと、ちょっと離れていく人にとっては、離れているというか、庁舎から遠い人にとっては、どんどん不便になるなど、こういう疲弊感といいますか、心配をされるので、そういうお言葉、安心できるお言葉をですね。先ほど、市長はおっしゃられていましたけども、長期的な部分も含めて、そういう配慮は絶対に忘れませんというお気持ち、言葉をお聞かせ願うことがスムーズにいくんじゃないかなと、こういうふうに私は提案をさせていただいて、ぜひともそういう気持ちで進めていただきたいということでございます。答弁、あったら。なかったらもう。

川村委員長 答弁。丁寧な答弁をよろしく願いいたします。

阿古市長 いや、どうですやろ。もう気持ちは委員と一緒になんですよ。ですので、その部分については間違いなく、そういう議論を重ねて、そういう方向に持っていきたいなと思っております。

今、今回初めての委員会の席でございますので、あくまで短期的な部分に絞ってご議論をいただいているというところでございますが、予算的にでも、実は2,000万円という予算を議会のほうには認めていただきまして、中期的な部分の、実は検討のほうにも入らせていただきますので、その部分でも、更にご議論いただけたらと思います。

もう冒頭に申し上げましたけども、この葛城市が誕生するに当たりまして、いろんな皆さん方のご意見をいただいた中で、ご不便をおかけしながら誕生したわけでございます。そのときの気持ちというのは、今もずっと忘れておりません。いかにこの両方の地域の皆さん方が、サービスを維持して、幸せな環境の中に行政サービスを受けられるのかということ、その当時も含めて、大前提にして、いろいろな議論をしていただきましたので、その気持ちは踏襲してまいっていきたいと考えております。ご心配をおかけいたしまして申し訳ございませんが、全力で頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

川村委員長 西川議長。

西川議長 それも一応、取決めでこれをやるという委員会やってんから、長期的な話もええけれども、先ほどから市長おっしゃっているように、僕は合併の協議会、ずっと当初から関わってきた。その当時から當麻町の話、これは出てあるわけで、それでその当時、こういう質問をした、ああいう質問をしたということはあるけれども、今、ずっと當麻のほうも、新庄のほうも、先輩議員はこんなもの、一番最初から手をつけなあかんということは分かってきてたんや、ここは。せやけれども2庁舎制を取る、これはやっぱり合併をする中の住民の方々のいろいろな思いをきちんと酌んだ上で、やっぱりそういうことがあるけれども、しばらく耐震診断やあれをやっ、納得して、當麻庁舎を解体せんとどうしてもという、そういう當麻の住民の方々の思いもあって、今まで、これ、来た中で。それで初めて去年に市長選があつて、はっきり市長が、きちんとこれを公約にうたうんかなと僕は思っていたけれども、いろんなことがあつてできない中で、できなかったのか、そう思つてはつたのか、それは分からんけれども、議会がはっきりとこういう特別委員会を設置してこうやっていかなあかん、ここまで運んできたわけやから。

だんだん、だんだんと、今、行政側のほうがこれだけ力入れて、はっきりと進んでいく方向性そのものは、議会と行政と進んでいく大きな意味の方向性は、僕は一致していると思っています、この進め方は。そやから、サービスを落とさんというのは当たり前やけれど、今、初めてこれ、あれやなど、僕はその総合窓口課というのは全然、想像もつかへんよ、あんまり。あんまり、どうするのかも。せやけれども、ここにリモートブースなんかいうて、これははっきりここへ、住民の方が座つて、それでテレビか何かで、向こうから何かしゃべってくれはつて、それでここでこの処理をしていくという。そういうふうなことを、ここでやったやつを全部資料として集めてほしい。いろんなことがあつて、いうたら、住民を相手に実験というのはあかんけれども、まずはここでどういうふうなことが起きてくるのか。それが1つ、今後、市長がおっしゃる中期的なところに、時代に合うたように新庄庁舎もきちんとやってほしいなという思いがあるわけですよ。

そやから、市長のほうと議会とは、はっきりとこの進んでいく方向性は、いろんな議論が

あっても、まずは取りあえずで、こんだけ長いこと議論をしてきた中で、もういつ熊本や東北や、それから九州やでぼんぼん、ぼんぼん地震があつて潰れとる。これはというので今、取りあえずはこのところをやろうというふうなことはもう一致してあるはずやから。増田委員や皆さんが心配しているサービスのほうは、やっぱりきちんとやっていくというふうなことは市長もおっしゃったんやから、僕はそれでええと思うけれども、進んでいき方としては、はっきりとこの議会にはいろんな提供をしていただいて、いろいろと情報提供していただいて、議論ができるようなもの。それで、これはやっぱりいろんな話をして、住民の意見も聞いて、議会と行政は、この部分についてはある程度一致して、きっちり進めていこうという腹でおつてくれはんのやろうなと思いますねんけど、市長、それでよろしいか。やっぱりいろんな意味で、これは大きなことやから、議会とは情報提供しながら。今のこの進め方は、やっぱりその意図を感じます、はっきりと。議会と合わせていこう、こういうふうな資料を提供していこうというふうな、議会のほうで議論する資料、きちんと1案、2案、何案やいうて、いろいろ議論してくださいという、僕は、意図は感じますけれども。そういうことで、市長、よろしいんですな、議会と一致して応えていこうということで。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 そのとおりでございます。行政と議会が一对になって、この庁舎の問題というのは解決していかないといけない。今現在、コロナの問題を最優先に考えておりますが、その次に必要な事業であると認識をしております。よろしくどうぞお願いいたします。

川村委員長 本当に、今日はいい議論ができたと思います。

私も最後に申し上げようと思っていたことがあります。この特別委員会委員長や議長に対して、議会の立場のほうですね。そして、あと、行政のほうに當麻地区の区長たちが全て合意の上で、住民サービスを落とさないでほしいという嘆願書をいただいたということをご報告させていただきます。

それで、私たち議会も、行政側も、当然、行政サービスという部分につきましては、非常に神経をとがらせて、これが今、今日の議論の中では當麻庁舎の危険、この危険を市民に負わせないというところの議論から始まりましたけれども、着地点は住民サービスを高く、これからも持ち続けるということが当然のことでもありますので、いろいろと議員の皆様にはご心配をいただいている、私の運びがなかなか市民の方に、どこから話が始まるかというようなご心配をいただくかもわかりませんが、まずは當麻庁舎は危険である、當麻庁舎が今、ネットを張ってあるのは外壁が崩れてくるから張ってあるんです。この危険を市民の方に負わせるわけにはいきません。市長もその思いから、まず除却をする。そして、その後に、同時に、これからこのスケジュールの中で住民サービスを高くするためにどういった運びにするかということは、当然、議論の中に入れていきますので、どうぞその流れの中で、皆、共通認識を持っていただいて、行政と議会が一致した中で、これからも議論を進めてまいりたいというふうに私は思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、この調査案件（1）につきましてはこの程度にさせていただきたいと思ひます。

調査案件（2）その他についてを議題とさせていただきます。

この際、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでございますので、本件につきましては以上とさせていただきます。

これを持ちまして本日の調査案件は全て終了いたしました。

本日、委員外議員の皆様がいらっしゃいますので、委員外議員の発言の申出があれば許可をいたしたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

午後1時30分から約2時間、本当に熱い議論をいただきまして、今日はもう委員会のスタートでございます。住民の皆様になかなか、これからも伝わりにくい、議会という様子になかなか伝わりにくいようなところもありますが、かえって議員の皆様には、また住民の方たちと会話をするときに懇切丁寧にいろいろな報告をいただくということをお願いしまして、これからも着々と進めていく、この案件でございます。委員会、これからも順調に運びますように、皆様のご協力、よろしく願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

これを持ちまして當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後3時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

川村 優子